

答 申 書
(答申第95号)
平成21年9月4日

1 審査会の結論

社会福祉法人に係る投書に関する報告書のうち、投書文書の内容を非開示としたことは、妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

ア 本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、「〇〇〇〇〇〇に届いた〇〇〇〇〇〇に係る投書に関する連絡文書」である。

イ 北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、「〇〇〇〇〇〇〇〇が受理した〇〇〇〇〇〇〇に係る投書（以下「本件投書」という。）に関する報告書（平成19年11月6日付け報告）」（以下「本件公文書」という。）を対象公文書と特定した。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件公文書の一部が北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第1号に規定する非開示情報（以下「1号情報」という。）及び同条同項第2号に規定する非開示情報（以下「2号情報」という。）に該当するとして、一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

異議申立人は、本件処分を全部を開示する処分に変更することを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 2号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものは、非開示情報に該当する旨定めている。

イ 実施機関が本件処分において2号情報に該当するとして非開示としたものは、「投書文書の内容」であり、実施機関は、おおむね次のとおり主張する。

本件投書については、当該法人が社会福祉施設を運営する上での内部管理上の事項に関するものであることから、「投書文書の内容」は、開示することにより、当該法人の事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められる。

ウ 当審査会としては、本件投書は、実施機関が主張するとおり、当該法人の社会福祉施設の運営上の事項に対しなされたものであることから、「投書文書の内容」は、当該法人の内部管理上の事項に属する情報であって、開示することにより、当該法人の事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められ、2号情報

に該当するものと判断する。

なお、実施機関は「投書文書の内容」が1号情報に該当するとも主張するが、結論は上記のとおりであり、これについての判断はするまでもない。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成21年 6 月12日	○ 諮問書の受理（諮問番号180） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出
平成21年 6 月15日	○ 新規諮問事案の報告 ○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成21年 7 月 8 日 （第二部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 異議申立人の意見陳述 ○ 審議
平成21年 8 月10日 （第二部会）	○ 審議
平成21年 9 月 1 日 （第41回審査会）	○ 答申案審議
平成21年 9 月 4 日	○ 答申